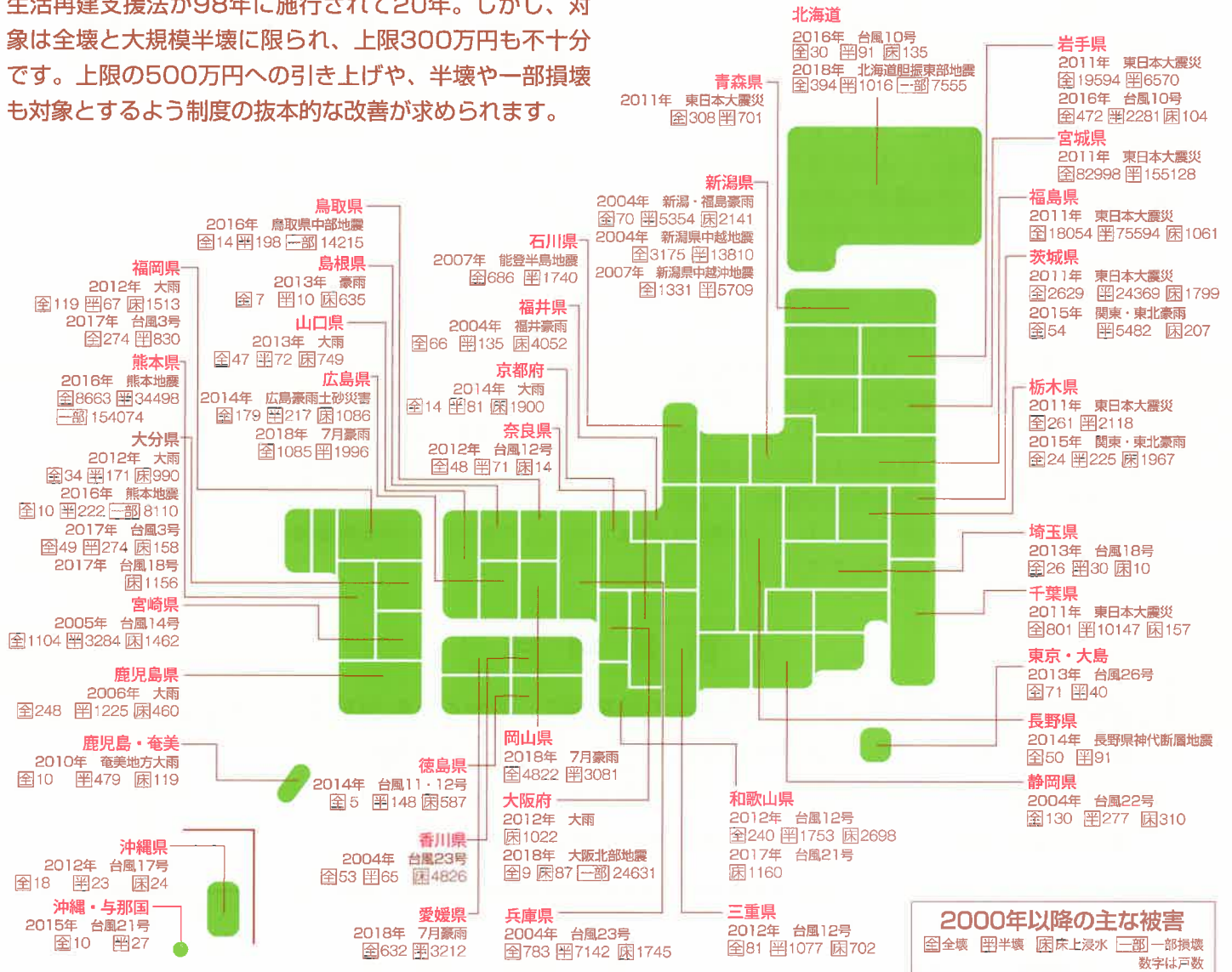


# 住宅再建支援を500万円に! 自然災害は避けられません

毎年のように地震や豪雨による大規模災害が全国各地で発生しています。被災者の住宅再建を支援する被災者生活再建支援法が98年に施行されて20年。しかし、対象は全壊と大規模半壊に限られ、上限300万円も不十分です。上限の500万円への引き上げや、半壊や一部損壊も対象とするよう制度の抜本的な改善が求められます。

## 多発する自然災害



## 保険での「自助」強調し、改正に背をむける政府

政府は「保険による自助・共助が基本」と言いますが、地震保険の世帯加入率は31.2%(2017年12月末)。しかも、地震保険は火災保険に付帯するもので、その保障額は火災保険の5割が上限です。これではローン返済で消えてしまい、住宅再建はできません。

全国知事会は2018年7月、一部地域が適用対象となる自然災害が発生した場合は、関連するすべての被災区域を支援対象とすることを国に求めています。また、支給対象の拡大範囲などの検討を申し合わせています。

## 被災者生活支援制度

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200万(又は100)万円

支給額は、①②の2つの支援金の合計額となる(※世帯人数が1人の場合は、各該当の金額の3/4の額)。申請先は市町村

災害被災者支援と  
災害対策改善を求める全国連絡会 **全国災対連**

T113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階 全労連気付 TEL03(5842)5611 FAX03(5842)5620  
E-mail:saigai-shien-kaizen@zenkoku-saitairen.jp

国会請願署名に  
ご協力ください

